

TH Picks for Doctor

Vol. 15
2025.01

【発行日】 2025年1月1日発行

【発行元】 本郷メディカルソリューションズ株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階

TEL : 0120-016-705 [受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）]

URL : <https://www.ht-hms.co.jp/>

Webサイト



特集01

キャッシュレス納税をご存じですか？



キャッシュレスで税金を納付する方法の利用が増えています。令和4年12月からは国税の納付手段にPay払いで納付するスマホアプリ納付が導入されるなど、その方法も多様化しつつあります。キャッシュレス納税なら、税務署や金融機関の窓口を訪れなくても納税手続きが可能です。納税する側の利便性を高めるだけでなく、現金の取り扱いに関わるコストを軽減する役割も期待され、更なるキャッシュレス化が予想されます。

今回は、キャッシュレス納税の納付方法について確認していきましょう。

1. 国税のキャッシュレス納税の方法

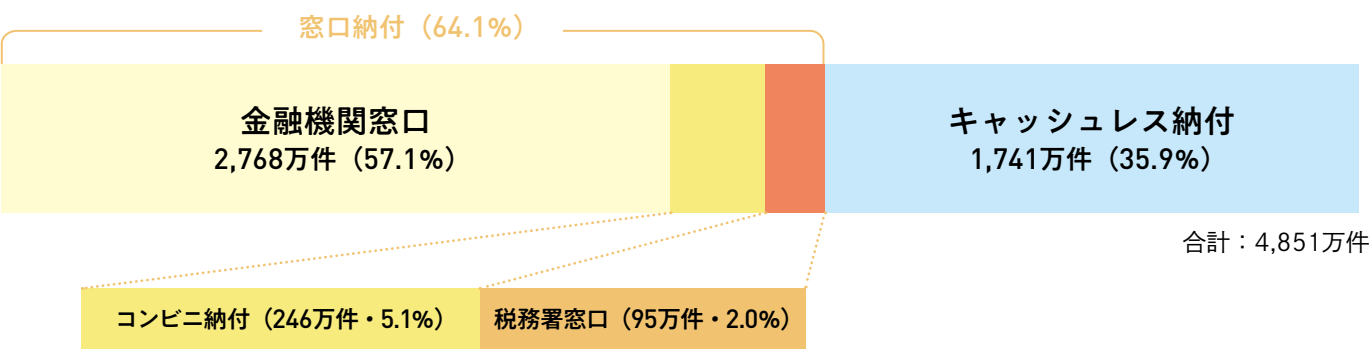
簡単に管理しやすく便利な方法は？ご自身に合う方法を見つけましょう！

納付方法	納付手続きに必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
1. 振替納税	○ 預貯金口座振替依頼書の提出 ○ オンライン（e-Tax）より提出可能	○ 申告所得税 ○ 消費税（個人）	制限なし
2. ダイレクト納付	○ e-Tax利用開始届出書の提出 ○ ダイレクト納付利用届出書の提出	○ 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	金融機関により異なる
3. インターネットバンキングやATM	○ e-Tax利用開始届出書の提出 ○ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約	○ 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	金融機関により異なる
4. クレジットカード	○ クレジットカード ○ 「国税クレジットカードお支払サイト」から納付 ※納付税額に応じた決済手数料あり	○ 全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり	1,000万円未満かつカード利用可能限度額範囲内
5. スマートフォンアプリ	○ 利用可能なPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録 ○ 「スマートフォン決済専用サイト」からスマホアプリ決済による納付	○ 全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり	納付税額30万円以下のみ

2. 地方税のキャッシュレス納税方法

納付方法	納付手続きに必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
1. スマートフォン決済アプリ (バーコード読み取り)	○ スマートフォン決済アプリをインストール ○ 納付書に印刷されているバーコード	○ 自動車税種別割 ○ 固定資産税、都市計画税 (土地・家屋)	1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書のみ
2. スマートフォン決済アプリ (QRコード読み取り)	○ スマートフォン決済アプリをインストール ○ 納付書に印刷されている地方税統一QRコード (eL-QR)	○ 固定資産税 (償却資産税) ○ 不動産所得税 ○ 個人事業税等	1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書のみ
3. ペイジー	○ ペイジーマークの付いている都税の納付書 ※事前に金融機関への利用申込が必要	○ 特別区民税、都民税 ○ 森林環境税 ○ 軽自動車税	制限なし
4. クレジットカード	○ クレジットカード ○ 「地方税お支払サイト」から納付 ※システム利用料あり	○ 自動車税種別割 ○ 個人事業税 ○ 固定資産税、都市計画税 (土地・家屋) ○ 固定資産税 (償却資産税) ○ 不動産取得税	1,000万円未満かつカード利用可能限度額範囲内
5. eL-TAX 電子納税	○ eL-Tax利用開始届出書の提出 ○ ダイレクト納付を利用する場合、納税用口座登録が必要	○ 法人都民税 ○ 法人事業税 ○ 事業所税	1,000万円未満かつカード利用可能限度額範囲内
6. 口座振替	○ 専用サイトからインターネットで申込 ○ 預貯金口座振替依頼書の提出	○ 個人事業税 ○ 固定資産税、都市計画税 (土地・家屋) ○ 固定資産税 (償却資産税)	制限なし

納付の内訳の現状



※「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②振替納税、③インターネットバンキング等による電子納税、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付を指す。

[出典] 国税の納付件数（手段別内訳：令和4（2022）年度実績値）

医療保険におけるオンライン化の取り組みについて



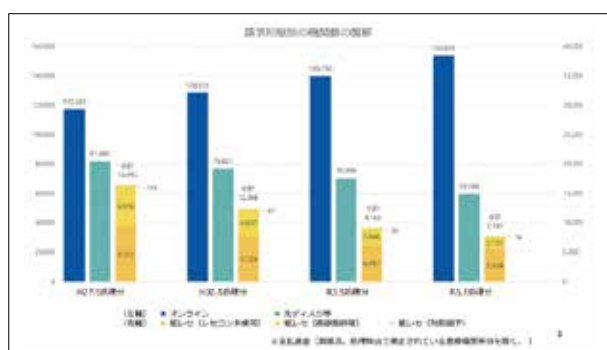
厚生労働省より示された「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」等により、保険医療機関等における医療保険事務のオンライン化が今後更に促進されていくこととなります。

今回は、具体的なオンライン化の取り組みについてご紹介します。

1. レセプト請求業務のオンライン化

レセプト請求は既にオンライン化が進んでおり、紙レセプトや光ディスク等による請求は減少しています。小規模な医療機関や薬局の高齢医師等はまだ紙レセプトや光ディスク等で請求を行っていますが、全体からみると少数です。

オンライン請求を更に普及する観点から、オンライン請求を行っていない保険医療機関・薬局が令和5年12月31日までに開始の届出を行った場合には、同日まで診療報酬の加算算定が可能となる特例措置が設けられました。



出典：厚生労働省 令和5年3月23日 第164回社会保障審議会医療保険部会 オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ（案）より

2. オンライン資格確認の導入

令和5年4月から、医療機関・薬局においてオンライン資格確認の導入が原則義務化されています。これに伴い、オンライン資格確認の導入に伴う医療の質の向上を診療報酬上の加算で評価するとともに、システム導入や環境整備のための費用を対象とする助成金も交付されます。

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として登録した「マイナ保険証」あるいは「資格確認書」で受診する仕組みに移行されることとなりました。マイナ保険証で受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有できるためより良い医療を受けることが可能になったり、医療制度全体の効率化につながるなど、患者、医療機関・薬局、保険者にとって様々なメリットがあります。

4. 振込決定通知書等のオンライン配信

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会では、オンラインを活用した事務の効率化を図る取り組みとして帳票をオンライン配信することとなりました。また、オンライン配信により返戻送付物の誤送等による個人情報漏えいの減少にも寄与する取り組みです。社会保険診療報酬支払基金では、オンライン請求システムを利用されている医療機関等を対象に、令和6年5月からは同システムにより帳票が配信されることとなりました。

また、国民健康保険団体連合会においても、オンライン請求を行う保険医療機関等に対しては、原則として令和6年10月支払分より紙媒体による決定通知書の発送を行わないこととなりました（発送停止月は、都道府県により異なります）。

労働・社会保険料の キャッシュレス納付について

労働・社会保険料の納付方法においても、金融機関の窓口で納付する以外に、①口座振替、②電子納付の方法があります。キャッシュレス納付のメリットと手続方法について確認しましょう。

1. キャッシュレス納付のメリットについて

口座振替のメリット	電子納付のメリット
○ 事前に手続きを行えば、支払い漏れを防ぎ、延滞金を課せられるリスクがなくなります。	○ 複数の支払い方法があり、支払者の都合に合わせた納付方法・納付場所・時間帯など柔軟に対応できます。
○ 支払いのため金融機関に出向く必要がなくなり、移動のための時間や窓口での待ち時間が削減できます。	○ 現金を持ち歩くリスクがなくなります。
○ 労働保険料については、納期限が通常の納期限より後に設定されているため、資金繰りに余裕が持てます。	

2. 労働保険料のキャッシュレス納付方法について

1. 口座振替

口座振替で納付する場合、以下の手続きを行います。口座振替のための手数料はかかりません。

「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入する



納期限ごとに定められた締切日までに、口座を開設している金融機関に提出する



納期限と申込締切日

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日（引き落とし日）	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

2. 電子納付

労働保険の年度更新手続を電子申請により行った場合は、以下①～③のいずれかの方法により電子納付をすることが可能です。

1. e-Govを経由してインターネットバンキングにより電子納付を行う
2. インターネットバンキングにより電子納付を行う*
3. 金融機関に設置されたATM（Pay-easy（ペイジー）マークの表示のあるもの）により電子納付を行う*

※電子申請を行った後に通知される「収納機関番号」「納付番号」等を使用します。

3. 社会保険料のキャッシュレス納付方法について

1. 口座振替

口座振替で納付する場合、以下の手続きを行います。口座振替のための手数料はかかりません。

「保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入する



1枚目（年金事務所用）、2枚目（金融機関用）の両方を、口座振替を利用する金融機関に提出する

※一部の金融機関・支店等においては口座振替の取扱いがない場合がありますので各金融機関へご照会ください。

2. 電子納付

電子納付を利用する場合は、保険料納入告知書に記載された「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」の情報を使用し、以下①～④のいずれかの方法により納付を行います。

1. インターネットバンキングを利用する
2. モバイルバンキングを利用する
3. 金融機関に設置されたATM（Pay-easy（ペイジー）マークの表示のあるもの）を利用する
4. テレフォンバンキングを利用する

特に労働保険料については、毎月納付義務のある社会保険料と違い、納付日を失念しがちです。支払いが遅延すると延滞金が発生する場合がありますので、便利な口座振替をおすすめします。

